

「赤川水系河川整備学識者懇談会」規約（変更案）

変更箇所： _____

第 1 条（趣旨）

この規約は、「赤川水系河川整備学識者懇談会」（以下「懇談会」という。）の設置について必要な事項を定める。

第 2 条（目的）

この懇談会は、国土交通省東北地方整備局長が作成及び変更する「赤川水系河川整備計画（国管理区間）」の案及び山形県知事が作成及び変更する「赤川水系河川整備計画（県管理区間）」の案について意見を述べるとともに、河川整備計画策定後の各種施策の進捗に関して意見を述べるものとする。また、河川整備計画（国管理区間）に基づいて実施される事業のうち、再評価、事後評価の対象事業の評価を行い、東北地方整備局長に対し、意見を述べるものとする。

第 3 条（組織）

懇談会は、東北地方整備局長及び山形県知事が設置する。

- 2 懇談会の委員は、東北地方整備局長及び山形県知事が委嘱する。

第 4 条（座長）

懇談会に座長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、懇談会の運営と進行を総括する。

第 5 条（懇談会）

懇談会は、座長が招集する。

- 2 懇談会委員の任期は原則として 2 年とし、再任を妨げない。
- 3 懇談会は、委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は原則として認めない。

第 6 条（公開）

懇談会の公開方法については、懇談会で定める。

第 7 条（事務局）

懇談会の事務局は、東北地方整備局酒田河川国道事務所及び山形県 土木部県土整備部 に置く。

第 8 条（規約の改正）

本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

第 9 条（雑則）

この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

附 則（施行期日）

この規約は、平成 22 年 3 月 18 日より施行する。

平成 23 年 月 日一部改正

「赤川水系河川整備学識者懇談会」委員名簿

氏名	所属
1. 阿部 寿一 <small>あべ じゆ いち</small>	酒田市長
2. 阿部 誠 <small>あべ せい</small>	三川町長
3. 井良沢 道也 <small>いらさわ みちや</small>	岩手大学 農学部 准教授
4. 榎本 政規 <small>えのもと まさき</small>	鶴岡市長
5. 大久保 博 <small>おおくぼ ひろし</small>	山形大学 農学部 教授
6. 大島 美恵子 <small>おおしま みえこ</small>	東北公益文科大学 名誉教授
7. 奥山 武夫 <small>おくやま たけお</small>	山形県立博物館 専門嘱託
8. 萱場 祐一 <small>かやば ゆういち</small>	(独) 土木研究所 自然共生研究センター長
9. 酒井 忠久 <small>さかい ただひさ</small>	致道博物館 館長
10. 原 慶明 <small>はら よしあき</small>	山形大学 名誉教授
11. 前川 勝朗 <small>まえかわ かつろう</small>	山形大学 名誉教授

敬称略、50音順

赤川水系河川整備学識者懇談会の役割



